

算するに努めたるも、最早頗勢は如何とも施し難い状態に到り、之より裏所謂龍城事件の発生するや、大衆党並に組合幹部中、最早争議は打切る可きの秋なりとするもの現はれ、翌廿一日深更、警察部長邸を訪ひ、家かに争議打切方につけ何分の盡力を乞ふ處あり、猶廿二日に至りては、大衆党並に労働組合の幹部族名文、特高課長等に同じく懇願する處あり。

爾末、争議團の形勢日に非にして、事態現状のまゝにて推進され、争議の前途又憂ふ可きものあるを思はしむるに至り、暗黙の裡打切の氣運漸く動き、遂に七月十一日に至り、治安維持の見地より、大竹警察部長先づ争議團に向つて争議打切の勧告（午後二時）を行なつたる處、争議團直ちに之に服し、次いで會社亦快く之に従ひ（午後三時）、依つて田中特高課長、芳谷朝日橋署長等の斡旋により往々折衝を重ね、その間迂回曲折を経、三十五時間余に

て、遂に勞資双方の意思漸く疎通し、病に急轉直下、八旬に餘る争議も全く解決を見るに至れり、時ト十二日午前一時半

右解決に際し、特高課長より提示せらる勞資双方隔意なく譲承したる要矣在の如し

記

- 一、今回の争議に關し、既に解雇せられたる者一〇三名に対する、前に通知したる退職手當の外、家族救護の厚、金四万円也を追加せられたき事
- 二、争議團に屬する在籍職工にして、来る十五日前に任意退職の申出をする者に対する、此の際特に會社の都合による解雇としての退職手當を支給せられたき事
- 三、右此度の争議に關し、解雇せられ又は今回退職したる全員に対する、此の際諸般の事情を考慮し、特別手當金若干を支給せら